

被保険者証の更新 について



平成29年10月1日より被保険者証が更新となります。
新しい被保険者証（茶色）を9月下旬に各事業所宛にレターパック
プラス（赤）で送付いたしますので、受取時には受領印の押印をお願いいたします。

お手元に届きましたら記載事項に誤りがないかご確認いただき、10月1日より新しい被保険者証をご使用ください。10月1日以降、今までお使いの被保険者証（ピンク色）は各自で破棄してください。

なお、下記に該当する方は届出が必要となります。

- 組合員と住民票が別になったとき
- 他の健康保険組合に加入したとき
- 組合規約第4条に定める地区外に自宅住所を移したとき

提出書類

- 国民健康保険被保険者喪失届出書（様式第1号の1（B））
- 被保険者証、高齢受給者証（70～74歳）

- 住所を変更したとき

提出書類

- 自宅住所変更届（様式第1号の8）
- 変更後の住民票原本（世帯全員記載のもの）
- 当該世帯の加入者全員分の被保険者証、高齢受給者証（70～74歳）、組合員証（75歳以上）

- 氏名が変更となったとき

提出書類

- 被保険者氏名変更届（様式第1号の7）
- 変更後の住民票原本（世帯全員記載のもの）
- 該当者の被保険者証、高齢受給者証（70～74歳）

- 修学のため住民票を分離したとき※ ※小・中・高・大学・高等専門学校などで修学する者が適用。

提出書類

- ㊤国民健康保険法第116条該当届（様式第1号の4（B））
- 分離先の住民票原本（世帯全員記載のもの）
- 在学証明書又は学生証の写し
- 被保険者証

- 修学を終了し組合員と同一の世帯に戻ったとき

提出書類

- ㊤国民健康保険法第116条非該当届（様式第1号の4（B））
- 住民票原本（世帯全員記載のもの）
- 被保険者証